

23国放審議第5号
平成24年2月16日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

放射線審議会会長
丹羽 太貫



乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件について（答申）

平成23年12月27日付け厚生労働省発食安1227第1号をもって諮問のあった食品中の放射性物質に係る基準値（以下「食品の基準値」という。）については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律に定める基本方針の観点から技術的基準として策定することは差し支えない。

当審議会は、食品の基準値の策定に係る答申にあたり別紙のとおり意見を述べる。なお、食品の基準値の適切な運用に際して、測定機器の整備やそれを扱う人材の確保・育成などの体制を整備することが重要であることを申し添える。

1. 防護の最適化及びステークホルダーの意見の考慮について

最近の調査によると、食品中の放射性セシウムの濃度は十分低いレベルにあり、放射性セシウムの摂取量から推定される線量は、放射性カリウムから受ける自然放射線レベルと比べても十分に小さいものとなっている。このように食品に起因するリスクは既に1mSv/yよりも十分小さくなっており、新たな規制値の設定が放射線防護の効果を大きく高める手段になるとは考えにくい。

このような状況で1mSv/yを管理目標とすることに異論はない。食品の基準濃度については放射線防護の考え方からは安全側に立った設定がなされているが、この点に関しては食品の基準濃度の導出過程において、実態に比して大きい汚染割合を仮定していること、「一般食品」に関する検討に加えて「乳児用食品」及び「牛乳」に対して配慮することにより子どもに対する特別な安全裕度を設定したことが指摘できる。

放射線防護の考え方では、規制値は本来管理上の目標値としての性格をもつものである。放射線防護の観点からは、当初は達成可能な比較的高いレベルを参考レベル（目標値）とし、段階的にその数値を下げていき、最終的に規制値として制定することが適切である。一方で、今回諮問のあった食品規格基準は、食品の安全確保のために当初から規制値を基準値として設定したものとなっている。

この食品規格基準は既に十分小さいリスクしかもたらさないものとなっているため、規制値をわずかに上回った場合においても、そのリスクの上昇は僅かであることが認識されるべきであり、この認識を踏まえたリスクコミュニケーションを適切に行うことが重要である。

また、諮問のあった食品基準は、放射線障害防止の基本方針に照らせば、その目的を十分以上に達成できる低い数値が選定されているが、事故の影響を受けた地域社会の適正な社会経済活動を維持し復興するため、放射線審議会としては、今般の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質に対応するための食品基準値の策定及び運用にあたって、ICRPの勧告²⁾を踏まえ、ステークホルダー（様々な観点から関係を有する者）等の意見を最大限に考慮すべきであると考えます。

2. 「乳児用食品」及び「牛乳」の基準値について

「乳児用食品」及び「牛乳」の基準値について放射線審議会総会第121回会合資料第121-2-2号「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」（平成23年12月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会報告書 3.3

「一般食品」の基準値の計算結果)で示されている計算結果では、「一般食品」に係る限度値が最も小さくなるのは、13歳～18歳(男)の120Bq/kgであり、この値を安全側に切り下げた100Bq/kgを「一般食品」の基準値とすることが適当とされている。他方、1歳未満の限度値は460Bq/kgであるとされている。これは、「一般食品」の基準値として100Bq/kgが採用された場合には、1歳未満を含む子どもの各年齢区分・各性別の年間被ばく線量が、飲料水に割り当てられた線量も加味して1mSv/y以下に抑えることが、既に十分可能なものとなっていることを示唆するものである。

これらの結果からすれば、「乳児用食品」及び「牛乳」に対して50Bq/kgという特別の規格基準値を設けなくても、放射線防護の観点においては子どもへの配慮は既に十分なされたものであると考えられる。

なお、一般的な食品中のカリウム40等の天然に存在する放射性物質の量と同等程度の低放射能濃度を測定対象とすることに伴い、必要な検査精度及び件数の確保が困難となることによって基準値を超えた食品が市場に出回るといったことに繋がらないよう、適切な検査体制を整備することが重要である。

注) 放射線防護における最適化：国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）

勧告Pub. 103(203)では防護の最適化の原則について、被ばくする可能性、被ばくする人の数及びその個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである旨を示しており、また、ICRP勧告Pub. 111(84)では、放射性物質も含めた食品の品質の良い管理のためには、農業生産を維持する必要性、農村地帯の復興、影響を受けた地域社会の適正な生活及び消費者一人一人の選択についての重要性を決める際に、ステークホルダー及び一般住民の代表者をそれぞれ関与させるべきである旨を示している。